

日EU経済連携協定のための関税関係法の取扱いについて

平成30年11月6日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

日EU経済連携協定のための関税関係法の取扱いについて

経緯

本年7月17日に署名。今臨時国会において、日EU経済連携協定及び関連国内法について審議予定。

日EU経済連携協定の発効に関係する関税関係法上の主な規定

① セーフガード関係 (関税暫定措置法)

- 牛肉、豚肉等特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等に関税率を引き上げる規定
- 協定に違反した場合に関税率を引き上げる規定

② 原産地手続関係 (EPA申告原産品法)

- 我が国から輸出された貨物の原産性に関するEU加盟国税関への情報提供に関する規定

③ その他 (関税暫定措置法)

- 加工又は修繕のためにEU加盟国に一時的に輸出された後に再び輸入される貨物の関税免除規定

関税関係法改正の取扱い

- 本年6月29日に可決・成立した「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」で整備した関税関係法上の規定に、上記①～③の各規定が含まれており、本規定の施行によって、日EU経済連携協定の実施が可能となるため、日EU経済連携協定のための関税関係法の整備は不要。

※「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」のうち、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11)の実施に必要な関税関係法の改正規定は、TPP11の発効(本年12月30日)にあわせて施行。

※経済連携協定で合意された関税率の適用にあたっては、協定が直接適用されるため関税関係法の改正は不要。